

徳島県告示第四百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

日 時	場 所	案 件
令和三年七月十二日（月曜日）午後一時三十分から	名西郡石井町高川原字高川原一三一 一 石井町役場二階大会議室	石井・月ノ宮鳥獣保護区特別保護地区（名西郡石井町、既指定、面積二十一ヘクタール、存続期間一〇年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

徳島県東部農林水産局林業振興担当（電話 八八 六二六 八五八二）